

定期クラブ実施要領

1. 定期クラブは、一定期間にわたり、応募による固定された構成員で、定期的に、特定の文化的内容を継続して学習・体験する活動をいう。
2. 定期クラブの実施期間は、原則として当該年度の5月から翌年の3月までとする。
3. 定期クラブは、表1に掲げるクラブの実施を基本とする。ただし、必要に応じて新たにクラブを企画・実施することを妨げない。
4. やむを得ない事由により、いずれかのクラブが実施困難となった場合、または実施しない場合は、それに代わるクラブを1以上企画するとともに、池田市教育委員会に事前に報告し、協議を行うこと。

(表1)

クラブ名	開催日	開始時間	対象	実施回数
絵画クラブ	毎月第1・3土曜	午前10時30分	小学1年～3年	15回
トーンチャイムクラブ	土曜日	午前10時30分	5歳以上の子どもと保護者	9回
舞踊クラブ	毎月第2・4土曜	午前11時00分	4歳児～小学生	16回
お茶クラブ	毎月第1・3土曜	午後2時00分	小学生	16回
囲碁クラブ	毎月第2・4土曜	午前10時00分	小学生～中学生	14回
書道クラブ	毎月第2・4土曜	午後1時30分	小学3年～6年	15回
能(太鼓、仕舞)クラブ	日曜日	午前10時30分	4歳児以上市民	13回